企業の研修担当の皆さんへ

企業で人権研修を取り組みましょう

企業において、経営層を含めた、全従業員の人権意識を高めていくためには、継続 的に人権研修を行っていく必要があります

人権研修は、差別やハラスメントの未然防止が可能になり、トラブルを減らすこと につながり、職場環境の向上にも大きく寄与します。

同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について、一人ひとりが考え、学び続け ていきましょう。

企業での人権研修に講師を派遣します

企業で人権研修を企画するとき、「資料もないし、誰に講師を頼めばよいか分から ない」と悩まれたことはありませんか。

筑後市では、企業において人権研修を開催される場合に、社会人権・同和教育指導 員を講師として派遣しています。講師に係る費用はかかりません。

企業からの講師派遣のご依頼をお待ちしております。お気軽にご相談ください。

進め方 対象者、テーマをはっきりと

01 対象者を設定する

- ▶全従業員
- ▶管理職
- ▶新入社員
- ▶新任課長、新任主任
- ▶業務別の所属員

02 テーマを選定する

- ▶差別(同和問題、雇用差別、職業差別など)
- ▶ハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ、パタハラ、ケアハラなど)
- ▶外国人
- ▶男女平等
- ▶セクシュアル・マイノリティ

- ▶感染症
- ▶高齢者
- ▶子ども
- ▶障害者
- ▶個人情報・プライバシーの保護についてなど
 - ◎ポイント

自社に関連する人権問題を選定する (例) 社会福祉法人 ⇒ 障害者・高齢者の人権

03 研修方法等を決定する

◇日 時 ◇時 間 ◇方 法 (講義(講師)、DVD 視聴など) ※筑後市では、社会人権・同和教育指導員を派遣しています。

◆お問い合わせ・ご相談先

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898 番地 筑後市教育委員会 人権 • 同和教育課 TEL0942-65-7039/FAX0942-53-4216

E-mail: iinkendouwa@city.chikugo.lg.ip



